

## ①営業時間短縮要請協力金（国、県、市）

### 【問合せ先】日向市商工港湾課

■県の営業時間短縮要請に協力した飲食店等に対して協力金を支給

#### ○営業時間短縮を要請する期間

8月14日（土）～8月24日（火）

#### ○協力金対象期間

8月16日（月）～8月24日（火）

すべての日に時短営業した場合に支給

（8月14日又は8月15日から協力した場合加算）

#### 【協力金額】

1飲食店等1日当たり2万5千円～20万円

国の交付金（協力要請推進枠）のスキームに基づき売上規模別に算出（調整中）

#### ※ ただし…

※ ①営業時間短縮要請協力金の受給者は、  
②③④は受給できません。

※ ②③④は、どの要件も満たせば、  
②③④併せて受給できます。

※ ②③④は、事業者単位の支給となります。

## ②日向市中小企業等緊急支援給付金（市単独事業・一部国負担）

### itibu

■県の営業時間短縮要請や県独自の緊急事態宣言の影響により、売上が減少した日向市内の中小企業及び個人事業主等に支給

※ ①営業時間短縮要請協力金の受給者は対象外

※ 県の③「飲食関連事業者等支援金」及び

④「県内事業者緊急支援金」の受給者も申請可能。

【要件】本年8月の売上が前年又は前々年同月比で**30%以上減少**

【支給額】1事業者あたり10万円以内

※ 比較する年の合計売上高が100万円未満の場合は、比較する年の売上高の10%の額（千円未満切り捨て）

## ③飲食関連事業者等支援金（国県事業）

### 【問合せ先】宮崎県商工政策課

■①の協力金を受給した飲食店等と直接取引のある事業者に支給

【要件】対象月の売上が  
前年又は前々年同月比で  
**50%以上減少**

【支給額】一律10万円

## ④県内事業者緊急支援金（国県事業）

### 【問合せ先】宮崎県商工政策課

■県独自の緊急事態宣言の影響により、売上が減少した全県域・全業種の事業者に支給

【要件】対象月の売上が  
前年又は前々年同月比で  
**50%以上減少**

【支給額】一律10万円